

湖西市農業委員会議事録 (1 月)

招 集 年 月 日		令和6年1月15日（月）									
招 集 の 場 所		防災センター 2階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会		1月15日（月） 午後2時00分				議長		内山 吉朗	
		閉 会		1月15日（月） 午後2時40分				議長		内山 吉朗	
出席並びに 欠 席 委 員 出席12名 （欠席2名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公務欠席		議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
		1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
		2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	▲				
		3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
		4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
		5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
		6	河邊 勝彦	▲	14	外山 雅子	○				
		7	石田 浩章	○							
		8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員		4 番		池田 雅美				11 番		石田 学	
職務のため出席 した者の職氏名		局 長		工藤 崇裕				次 長		吉田 善行	
		副主任		朝倉 麻貴							
会議に付した事件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第1号 農地法第3条届出受理について 報告第2号 農地法第5条届出受理について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り									
備 考											

議 事 の 概 要

(令和6年1月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号6番の河邊委員、10番山本委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会長 みなさんこんにちは。半月過ぎましたが、あけましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願いいたします。それでは、ただいまから湖西市農業委員会1月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号4番の池田雅美委員、11番の石田学委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は8件です。

申請番号 1、2 番について一括して説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 1、2 番及び図面の No. 1 です。1 番の賃借人は[]に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。2 番の区分地上権者は[]に本社のある法人で太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局

続きまして申請番号 3、4 番について一括して説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 3、4 番及び図面の No. 2 です。3 番の賃借人は 1 番と同じ法人で下部農地の耕作を行う者です。4 番の区分地上権者は 2 番と同じ法人で太陽光発電設備を設置する者です。こちらも、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局

続きまして申請番号 5、6 番について一括して説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 5、6 番及び図面の No. 3 です。5 番の賃借人は 1、3 番と同じ法人で下部農地の耕作を行う者です。6 番の区分地上権者は[]在住の方で太陽光発電設備を設置する者です。こちらも、営農型太陽光発電設備の更新

にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていることまた区分地上権については農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局 続きまして申請番号7、8番について一括して説明します。資料は議案書の3ページ、番号7、8番及び図面のNo.4です。7番の賃借人は1、3、5と同じ法人で下部農地の耕作を行う者です。8番の区分地上権者は6番と同じ法人で太陽光発電設備を設置する者です。こちらも、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていることまた区分地上権については農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第1号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」を

議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は7件です。

事務局

申請番号1番について説明します資料は議案書の5ページ、番号1番、図面はNo.1及び別添資料1です。賃借人は、[REDACTED]で太陽光発電事業を営む法人で、今回3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条の1番で説明しましたとおり[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1,541㎡のうち支柱部分2.86㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が87株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は150cm以上、幅100cm以上となっており、害虫被害により枯れてしまった榊は植替えをし、状況を見てその都度対応しながら営農を行っている状況です。今後も注視しながら、生育が良くなるよう引き続き管理していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

1月15日に松井推進委員と現地を見てきました。榊は大小さまざまで、害虫被害などで枯れた度に植え替えをしているようで、なかなか成長もいまいちでした。資料の写真でも分かるように、草が生えていて、冬草なので高さはそんなにないですけど、一面草が生えていて手を入れている様子を見受けられなかったなと思い見てきました。以上です。

事務局

続きまして申請番号2番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号2番、図面はNo.2及び別添資料2です。賃借人は、番号1と同じ法人で、同じく3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条の3番で説明しましたとおり[REDACTED]

に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1,368㎡のうち支柱部分2.67㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が107株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は150cm以上、幅約100cm以上となっており、害虫被害に気を付けながら定期的に除草、消毒、剪定を行っている状況です。今後も注視しながら、生育が良くなるよう引き続き管理していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。山本敬博委員、補足説明をお願いします。

山本委員

1月4日に菅本委員と現地確認してきました。全て一緒なんですけど、大きさ的には、写真の撮り方がすごく上手いので大きく見えますが、これで営農というのは毎回言っていますけど、いつになることやらという心配、もう一つは写真で見ていただければ分かると思うんですけど、荒れちゃっている状態になっているので、これはソーラーの方がいいのか、荒れ地の方がそのままでいいのかちょっと考える点もありました。問題ないと思いました。以上です。

事務局

続きまして申請番号3番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号3番、図面はNo.3および、別添資料3です。賃借人は、で太陽光発電事業を生業とする法人で、同じく3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条の5番で説明しましたとおりに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1011㎡のうち支柱部分2.67㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下

部の農地における営農状況は榊が 83 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は 150 cm 以上、幅約 80 cm となっており、害虫被害にあった榊については消毒や植え替え等を行い、状況を見てその都度対応しながら営農を行っている状態です。今後も注視しながら、生育が良くなるよう引き続き管理していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。鈴木真聡委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

■の内側にある、ちょっと普通の人では行かないようなところなんですけども、■で利用されていたところで、特段問題ないと思います。榊の植わっているところは良いんですけども、榊の植わっていない周りが冬草がだいぶ茂っていて、そこがちょっと気になりました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 4 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 4 番、図面は No. 4 および別添資料 4 です。賃借人は、番号 3 番と同じ法人で、同じく 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条の 7 番で説明しましたとおり■に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.64 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1973 m²のうち支柱部分 2.86 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 85 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 120 c m、幅約 80 c m となっており、除草、消毒、剪定等状況を見てその都度対応しながら営農を行っている状況です。今後も注視しながら、生育が良くなるよう引き続き管理していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。内山委員、補足説明をお願いします。

内山委員

本申請につきましては、1月6日に佐原推進委員と現地を確認してまいりました。北側の方に[REDACTED]、南側は市道、西側は[REDACTED]川ということで、元々は水田のところだと思います。それを公共事業の関係で残土を入れて、その後畑になってきていると理解しております。現地でございますけども、北側に畑が、南側が同じ営農者が管理している営農型の太陽光発電施設が設置されております。現地の状況ですけども、何年か経っておるらしいのですが、途中で枯れた、枯れた原因が虫とかですね、あとは農薬の濃度云々という話を聞いておりますが、そういうこともあったらしくて、何度か植え替えてはいるという感じで、非常に榊の生育としては全体的に見て不揃いな状況だと、それからもう一つは他と一緒にですけど雑草がやや目につくということで、先ほどの話の中でありましたけれど、今の季節ですのでそんなに雑草としては背が高いというわけではなくて、それが原因で直接枯れるということはないですけども、もう少し管理をしっかりやっていただけたらという感想を持ってまいりました。以上でございます。

事務局

続きまして申請番号5番について説明します。資料は議案書の7ページ、番号5番、図面はNo.5です。申請番号5番について説明します。資料は議案書の7ページ、番号5番、図面はNo.5です。申請者は[REDACTED]に住む者で、この度、自己用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]に位置する農地で、宅地等で分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅1棟59.41㎡、車庫49.11㎡を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。排水計画は、雨水は既設の道路側溝へ排出し、污水については、合併浄化槽を経て道路側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

1月の8日に松井推進委員と現地を見てきました。現地はもう何年も耕作さ

れていなくて、耕作放棄地になっていたんですけど、今回娘さんの、分家が建つということで、申請があったんですけど、既に周りにも民家が立ち並んでいて、申請地の入り口のこの南側に畑があるんですけど、この畑もこの[]さんの畑で、家庭菜園程度にやっている畑で、道を挟んで西側にも畑があるんですけど、ここは何も耕作されていないところなので、何も問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 6 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ、番号 6 番、図面は No. 6 です。申請者は土木工事業を営む者で、この度資材置場を設置するための申請に及んだものです。申請地は[]に位置し、森林で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 716 m²に資材置場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、雨水は土堰堤及び浸透柵を設置させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。高須委員補足説明をお願いします。

高須委員

12 月 30 日に深田推進委員と現地確認を行いました。ここは細い道の突き当りで、東側は畑と山林、西側は細い道路、北側は原野で南側は道路と畑というほとんどどん詰まりのところで、周りは地目畑と山林のところでした。行ったときにはちょっと下準備をしていたみたいですけど、市役所の方に状況を説明して、業者に現状の状態に戻してもらって、最終 4 回目、1 月 13 日に深田推進委員と現地を見て、所定のとおりにしたということで、水路の方は北側の原野の方に流す状態にしたのと、周りは家もないですし、原野なので、資材置場でも問題ないかなと思いました。以上です。

事務局

申請番号 7 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ、番号 7 番、図面は No. 7 です。申請者は水産加工業を営む者で、この度ニボシ天日乾燥場を設置するための申請に及んだものです。申請地は[]

に位置し、市街化区域に近接する 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 655 m² にニボシ天日乾燥場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、雨水は既存水路へ排出する計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員補足説明をお願いします。

柴田委員 12 月 30 日に小原委員と現地確認してきました。この場所につきましては、元々ニボシの加工所になっておりまして、廃業してそこを借り受けるということで、転用したようです。現地を見ても、排水溝につきましては、東側に排水路があって、暗渠のような状態になっているんですけど、排水溝が設けられていまして、そこから排水できるようなかたちになっています。それからさらにその東側につきましては農地で、耕作できるような状態になっています。西側につきましては農地ですが、耕作もしていないような状況でした。南側につきましては住居地になっています。北側は道路というかたちで、場所的には申し分のない場所です。周辺の農地への影響というのは、排水につき、日照につき、通風につき、特に問題が見受けられなかったものですから、良いと思います。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 2 号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 3 号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

非農地証明願について申請は1件です。申請番号1番について説明します。議案書の9ページ、番号1番、図面のNo.8、別添資料5をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]に位置します。現状は山林で非農地となった経緯は、人手不足により耕作管理が困難となり耕作できずいた為山林となってしまうそうです。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

これも同じく10月30日に小原推進委員と見てきました。写真を見てもらうと分かるんですけど、非農地として認めざるを得ないかなという状態でした。1番のところについては、道が見えるような状態ではなくて、ジャングルで、その周りを捉えてみても、ツルや灌木が生えていて、ずいぶん長い間手を付けられなかったような状態だろうと思うし、さらに図面で囲ってあるところ以外のところにつきましても、ここよりもさらにひどいというような状況で、僕もこの中一度入ったことあるんですけど、出てくるのに大変なような状態で、どうなってるんだろうなここはというような感じで、非農地として認めるというのはやむを得ないと思います。以上です。

事 務 局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第3号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第4号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書 11 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 1 筆あります。県の農業振興公社が 586 m²の農地を 1 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]
[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 4 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 1 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15、16 ページをご覧ください。報告事項第 2 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお

願います。

事務局 次回の定例会は、2月15日（木）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会1月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会時間 午後2時40分
